

議案第101号

北上市姉妹都市・友好都市交流基金条例

(設置)

第1条 姉妹都市及び友好都市との交流を促進するため、北上市姉妹都市・友好都市交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的を達成するための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(北上市姉妹都市青少年奨学基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北上市姉妹都市青少年奨学基金条例（平成3年北上市条例第4号）

(2) 北上市姉妹都市青少年奨学金貸与条例（平成3年北上市条例第5号）

(3) 北上市友好都市交流基金条例（平成4年北上市条例第9号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に北上市姉妹都市青少年奨学基金条例及び北上市友好都市交流基金条例の規定により積み立てられた現金、債券及び有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

平成31年2月28日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

姉妹都市及び友好都市の交流を促進するため、姉妹都市・友好都市交流基金を設置しようとするものである。